

北広島町農業委員会第 25 回総会議事録

事務局 (第 25 回北広島町農業委員会総会開会宣言)

議長 (開会あいさつ)

事務局長 (報告)

議長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。番号 13 番、16 番にお願いします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について、農地法 3 条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 7 年 7 月 22 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号 1 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 はい。ありがとうございます。
それでは、担当の●●委員から補足説明をお願いします。

6 番 はい。6 番●●が補足説明をいたします。
7 月 12 日、現地の確認に行っております。
写真のとおり、水稻作付け、他にはキャベツの作付けと、作付け準備をされている農地であります。
農作業については作業委託をされるということで、申請者と譲り受け人さんとは、この申請をする以前から相談を受けておりました。
農業機械については、借り入れて使用。作業は法人について委託されるということでございます。
許可要件のすべてを満たしていると考えられますので、審議の方よろしくお願いたします。

議長 はい。ありがとうございます。
それでは番号 1 番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。
ございませんか。
それでは質疑を打ち切って採決に入ります。
申請のとおり、許可してもいいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 はい。ありがとうございます。
全員挙手です。
従って、申請のとおり、許可することに決定いたしました。
議長を交代いたします。

- 議 長 はい。それでは議長を交代いたします。
- 議 長 番号2番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 担当の●●委員から補足説明をお願いします。
- 会 長 事務局から説明してもらったんですが、またあと5条の方で太陽光パネルの設置に係る申請が出て参ります。
というのは、畦道と水が張ってあるところのその先に太陽光を設置するということがあります。
そこの道を通る。あるいは、もう少し左の方の稲刈り後●●さんの田んぼを通ることがあるかもしれません。
- 議 長 この件に関して、ご意見ご質問ございますか。
- 3 番 通行地役権の設定面積で4.78㎡という根拠は。
- 事 務 局 総会資料には添付していないんですが、申請書に測量したものを添付しておられます。その画面の上の農道を実際に通るとするのは不可能でありましょうから、施工はされる際に別途対応されると思いますが、あくまでも今回の目的は2037番内にお互いに要役地、承役地という約束を交わしたことを登記簿に設定するために許可があるということの申請であります。
- 3 番 画面で見る農道は公図上はないということか。
- 事 務 局 農地の一部ですが、今の現況としては通れるようにということであります。農地の申請は現状として測量された上で、4.78㎡を登記の中に設定をいただけないだろうかという申請になりました。一部申請ということでの申請でございます。
- 13 番 ●●さんが2034を購入して太陽光をされると、以前に●●さんが地役権を設定されておられたんだと思うんですけども。これは継続というか、毎回、毎回設定せんといけんのですか。
- 会 長 その時はですね。地役権は設定せずに●●さんとの話し合いでそこを通らしてもらったという口約束だった。
太陽光の業者が今回変わったので、新たな申請人が使うために今回の●●さんのところを地役権を設定して通させてもらいますよということ。
- 13 番 もし、仮に以前、地益権を設定されていたら今回の土地の地益権は継続して通ることができるんですか。
- 会 長 永遠に残るということです。法務局へ登録されますから。

事務局 極端なことを言いますと、今回通行料をいくらとかせずに設定の時に一括で払うということもできるようでして、そうしますと、2037 が別の所有者になったときに私は地役権に係る賃料はもらってないよと申し立てられても、登記簿上地役権の設定がされているので、新たな所有者の方と要役地の協議してくださいということになります。持ち主が変わっても、25年とか設定されていても生きるということのようです。
口約束とか契約は交わすことはあるが、登記簿にその設定をするというのはなかなか稀ということですか。

3 番 借地料を払ってなくても通行出来るということですか。

事務局 これは、要役地、承役地という所有者間での契約・登記となります。
何か問題があれば所有者間での話し合いという扱いになります。

議長 これに関しての他の質問ありますか。
そのほかご質問はございますか。
それでは質疑を打ち切って採決に入ります。
番号2番について、許可してよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。
よって、申請のとおり許可することに決定いたします。
それでは番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 それでは番号3番について●●委員補足説明をお願いします。

会長 摘要欄に書いてありますけれども、県内の譲渡し人●●さんは、遠くにいらっしゃいます。
本来795-1のところを購入して、そこを畑として使用するということでございますけれども、795-5、795-6これが後から出てくると思いますが、795-5は住宅、それから795-6は重機を置くところ。これを●●さんが買われるということで、後から出てきますけれども、まずは今後、畑として活用したいというように、ここの一角を●●さん。これは●●さんの息子さんだそうなんですけれども土地を795-5を住宅を建ててその周りで野菜を作るということで申請ができるようになっております。●●さんはまだ若いんですけれども親から耕作とか、そういうことも習って野菜を作るということでございますので審議をよろしく願いいたします。

議長 それでは、この件に関してご意見ご質問はございませんか。
それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 はい。挙手全員です。
したがって、申請のとおり許可することに決定いたします。

番号4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 番号4番について、●●委員より補足説明をお願いします。

会長 事務局が説明したとおりですけども、●●さん、譲渡人は、まったくこちらに帰られません。
□□さんに畑をお願いするということでございます。
●●さんは職業が無職となっております、こちらに帰って耕作されるとうことは難しいことではないということでご審議の方よろしくをお願いします。

議長 この件に関してご意見ご質問ございませんでしょうか。
それでは質疑を打ち切って採決に入ります。
番号4番について許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。
従って、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議長を交代します。

議長 番号5番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (議案説明)

議長 それでは担当の●●委員のより補足説明をお願いします。

9番 ●●が補足説明させていただきます。
今回の案件につきましては、譲渡し人は去年の8月に実は役場を経由してお話が出た案件でございます。
譲渡し人の方は、今この地域で5カ所ぐらい土地を所有されているんですが、今回の案件につきましては、今回はそのうちの1件というところでございます。
今回の案件については、譲受け人の自宅と右側が受け人の自宅でございます。
以前から溝があるんですが、今回は2mぐらい右に奥行きが18mぐらい。
譲受人の方が草を刈っておられ、今回譲り受けても問題ないと承諾をされました。
今後については、雑木等や溝も水路の上にあるんですけども、それを伐採して果実でも植えていこうというようなことを言っておりました。
当日は私と譲り受け人の●●さん、●●委員、また●●推進委員と4名で現地確認をさせていただきました。
以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると思います。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 はい。ありがとうございました。
それでは番号5番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。ございませんか。
それでは質疑を打ち切り採決いたします。

申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 はい。挙手全員です。
従って、申請のとおり許可することに決定いたします。

議長 番号6番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 それでは担当の●●委員より補足説明をお願いします。

職務代理 それでは補足説明させていただきます。
4月11日に●●委員と●●推進委員と3人ということで現地確認を行いました。
摘要にもありますように、今、空き家になっておりますので、ここを買われて移住したいということで畑をしておくことにして家庭菜園というようなことも考えておられるようでございます。
譲渡し人さんも、遠方に住んでおられて、畑を譲り渡すというということでもあります。
従いまして特に問題ないかなということで現地では判断をさせていただきました。

議長 番号6番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。

5番 1471番につきましては追認許可とかかれていらっしゃるのでしょうか。

事務局 こちらは農用地区域内になっておりまして、実際ですね、写真で見てわかる通り畑ではない状態です。ここがですね、先代の●●様の先代のお父様がですね、転用許可を出さないままに通行道として設定されてまして、現在、農業地区分の除外申請をされた上で追認という形で登記簿の地目を変更された以降に、あらためて譲受人へ売買するよう準備をされているという風に聞いております。

議長 他にご意見がございますでしょうか。それでは質疑を打ち切って採決いたします。
申請の通り許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って申請の通り、許可することに決定いたしました。
番号7番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 はい。それでは担当の●●委員から補足説明をお願いします。

11番 はい。●●の方からは説明いたします。
17日に●●推進委員、●●委員と現地の方に行きました。

説明がありました通り、譲渡人は、遠くにおられるということで、今草が入っているんですけども、何年も前から譲受人さんがこちらの管理をされているようで、今回、正式に手続きをされるというお話でございまして、今後とも同じようなことで管理しながら、よく見るとブドウが見えると思うのですが果樹をそのままやっていきたいということでございました。

以上のようなことでございまして、機械にしても労働力にしても問題ないと思います。

以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべて満たしていると考えます。

議 長 それでは番号7番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。
ございませんか。質疑を打ち切って採決いたします。
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。
従って申請の通り、許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の承認について

議 長 農地法第4条の規定により別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和7年7月22日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号8番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 それでは、担当の●●委員から補足説明をお願いします。

委 員 7月15日に、●●委員さんと、●●推進委員さんと私の3名で現地調査をいたしました。

その時に、申請人本人が不在で現地を確認したのちに●●行政書士の事務所に3人で赴いて聞き取り調査を行いました。

本来は、この7ページの平面図見ていただくのがわかりやすいと思うんですけども、629-2が本件の案件なんですけれども、その上、629-4、一応この2筆に息子さんの住宅を建てるとというのが、この2筆で、この上に住宅を建てるとというのが本来の申請の意図だったんですけども、無断転用というのと小屋があるということで、事務局の指導によって本来は5条1回で2筆が申請されたんですけども、やっぱり別件で無断転用の部分を整理させて、4条と今後出てくる5条で分かれるという経緯があるようです。

その申請の仕方については、我々3人でいろいろと協議したんですが、時系列で分けて整理して、というのも一理はあるかと思うんですが、そうすることによって、今度は4条の申請をしないとイケない。5条の申請で費用が倍になる。

土地家屋調査士によって地目変更をしなければいけない。

手続きが2倍・3倍になって費用は、どんどん負担ばかりというふうな問題点があって、時系列で考えるのか、もしくは、転用の目的は一体なので、同時に受けて整理をすべきかということで、いろいろ意見があると思うんですけども、これと今回の案件、一緒にすると整理がつかみませんので、案件はもう受理しており、今更、その変更することはできませんので、この案件は案件として最初に審議をしていただいて後に、今後のことも若干の時間で皆さんにどうあるべきなのかという問題で議論したらどうかと。

若干の時間があれば、議論していただきたいと思います。

案件そのものは、最後に言いましたように、小さな小屋があるということで、現地も無断転用だと。それはそれで審議案件ですけども、他の農地には何ら影響はないということで、これはこれとして審議していただきたい。

案件の説明を終了します。

議長 はい。ありがとうございます。
それでは、番号8番について、質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。
それでは質疑を打ち切って採決に入ります。
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。
したがって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

3番 申請の仕方がこれでよかったのか。今後、このような案件が出たときに無断転用は無断転用なんだから追認許可と一緒にしてはいけんよというにしないとイケないのでは。
さっき言ったのは、明確な法律違反がないのであれば目的は4番の上に新しく一体のものとして、当初、それが2筆で申請は出たんですけども、事務局の指導によっては、事務局は事務局の理由があると思いますが、述べてもらいたいんですが。
さっき言いましたので繰り返しません。申請者側のことを考えれば、あるいは目的は同一な目的ですからいついつの申請受理で5条で受けてもいいんじゃないかという意見に対して今後どういうふうな、議案が別案件なので整理してから進むのか、その辺については事務局はいろいろ考えがあると思いますので、この問題で皆さんの意見があれば専門家もおられますので、ちょっとお伺いいただいて、今後については、また委員会方でちょっと整理していただきたいと思います。

議長 じゃあ事務局。

事務局 では、事務局の方から、当初、行政書士の●●先生の方からご5条申請で、629-2と629-4、そちらを合わせて、申請いただきました。
ただ当初、現況写真、その時にも始末書は提出に至ったんですけども、県の担当の方にご教示いただきまして、目的はあくまで新築住宅ということでのだったんですが、現況629の2が、これは宅地という前の段階なので、扱的にはまず4条で是正した上で、というご意見、県のご意見として、それで指導者上で分けていただくようになりました。
昨年も同じようなケースがあったんですが、その時には申請地一筆で、全く別の状態だったんですが、そこについては、これこれこういう是正を、調査される農業員

さんが立ち会う段階で是正するので、始末書をつけて別の転用目的でやっていただけないだろうかというケースは確かにありまして、それはそういうことでしたらということで、担当委員さんの方にもご指摘申し上げて、転用の受理と審議を図っていただくケースがございます。

今回にしても例えば今後の表記だと思うんですが、この現状をあくまで農地として見える段階までは復旧の努力をしていただいた上で現地調査の農業員さんの方の判断を仰ぐという、どこまで意見のすり合わせを事務局側と担当の農業員さんの方で擦り合わせをするまで持っていければ、5条申請で2筆というのは出来ないことはないのかなと思うんですが、ただケースバイケースとなるかと。これを懸念しているのが、例えば数年後5年後10年後に「あの時、当時の事務局の担当者は問題ないと言ってくれたのに話が違うじゃないか。」というのも出てくるのもどうかなという、それは今後の備忘録という形で情報共有していけばいいのかなと思いますが、事務局側の担当が変わるごとに意見が二転三転するのも如何なものかという懸念があるかと思ひまして、条件の通りということで今回はお願いさせていただきました。ただ委員の言う通り委員会としてこのケースはと案件ごとに擦り合わせをするのは確かにご意見通りだと思います。以上でございます。

3 番 時間が充分じゃないんですが、専門家の●●さんは、今の点について何か。

5 番 農業委員会としては、わからないときに物置きの4条許可をしておけば、そもそも審議する必要はない。今回5条許可しておけばいい。4条許可をしていなかったから今回4条と5条を一度にできたのか分からないですけど、申請者の負担とかは別に考えなくてもいいのではないかと。

3 番 問題はこの2つを一体として使うのではないかとということで5条で一体的にお話をつけて申請するということが可能であるのかどうかということも、問題でいった我々の3人の中で残るので、その辺ももうちょっとその対応があるかもしれませんので運営委員会でやっていただくということで。

議 長 それでは、番号8番について採決をしたいと思ひます。
(議決)

議 長 番号9番について事務局から説明をお願いします。

議 長 はい。それでは、●●委員さん補足説明をお願いいたします。

9 番 はい。●●が説明させていただきます。
7月15日、申請人の●●さん、行政書士の●●さん、それと●●委員の●●推進委員さんと現地確認をさせていただきました。
基本的には自宅横ということで、現状の墓所は先ほどの事務局から説明があったように駐車場に設置されておりまして、申請人の方も高齢なんで、非常に管理が難しいということで、自宅横ということで、可能だと考えております。
全然問題ないと思ひますので、ご審議の方よろしくをお願いします。

議 長 はい。ありがとうございます。
それでは番号9番について質疑になります。
ご質問ご意見をお願いいたします。

- 委員 　　ごさいませんか。
それでは質疑を打ち切って採決いたします。
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。
挙手全員です。
したがって、申請のとおり許可することに決定いたしました。
- 議長 　　番号 10 番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 　　(議案説明)
- 議長 　　それでは担当の●●委員補足説明をお願いいたします。
- 11 番 　　はい。●●です。
17 日木曜日に●●委員と●●推進委と 3 人で現地の方へ行ってきました。
今、説明があった通りなんですが、申請地は舗装をされており、車道としての利用をされて、現況のまま代替利用として北広島町に所有権移転をする予定ということで、顛末書をつけて申請されており、適正化をするということです。
よろしくをお願いいたします。
- 議長 　　はい。ありがとうございました。
それでは、番号 10 番について質疑に入ります。
ご質問、意見をお願いいたします。
ごさいませんか。
それでは、質疑応答を打ち切って、採決を行います。
申請のとおり、許可してもらえと思われる方は、挙手をお願いいたします。
- 委員 　　(挙手全員)
- 議長 　　はい。挙手全員です。
従って、申請のとおり許可することに決定いたしました。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

- 議長 　　議案第 3 号。農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 7 年 6 月 20 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。事務局より説明をお願いします。
- 議長 　　(議案説明)
- 議長 　　それでは担当の●●から補足説明をお願いいたします。
- 6 番 　　6 番の●●が補足の説明をいたします。
先ほどの事務局の説明のとおりでありまして、周辺農地への影響は全くございませんので、適正化を図るということで特に問題ないと思います。
よろしくをお願いいたします。
- 議長 　　はい。ありがとうございます。

それでは番号 11 番についてご質問ご意見を申し上げます。

13 番 この農地は●●さんの方で固定資産税は今まで払われているんですか。

事務局 所有権移転の方は完了しておりまして、もう北広島町の名義となっておるんですが、一応、5 条申請の追認という形でしますので現状の登記簿は北広島町になっているんですが、一応当時の譲り渡人、譲り受け人の申請ということで追認申請ということで、前所有者の●●さんの名前を提示させていただいております。固定資産税の所有権につきましては平成 3 年に●●建築された時点で切り替わっておりまして要は登記地目が変わっていない状態という、原因は分からないのですが、そこは地目を適正にするというところで追認申請となっております。

4 番 興味本位で聴くので、直接は関係ないのですが、なんでわかったんですか。

事務局 今回、事務局において、農地として登録されている地目につきましては、この機会をもって是正しようということで確認しておりまして、その中で北広島町の所有名義を確認したところ、複数確認されましたので、各当事の担当区あるいは担当課で対応できるものがあれば農業委員会事務局の方での事務で外すというわけではなく、きちんと是正するように申し合わせされまして、去年からは是正の準備ができたものについては申請をいただいて適正にするということでいただいている案件の一つでございます。

3 番 農業委員会だけが是正すれば後は関係ないということですか。

事務局 所有名義はそのままで登記地目は変わっていません。

3 番 行政がやった場合は、法務局は本来は農業委員会の許可がないとやらんもんだけども、行政の分は・・

事務局 そうですね。県と同じような扱いで、本来はきちんと変更すべきだろうと。確認して進めております。

3 番 登記の方は地目は変わっているんですか。

事務局 変わっていません。

3 番 登記は変わっとらんが、所有者は変わっているのか。

事務局 はい。北広島町です。これがなぜ通ったかというのはわかりません。

議長 それでは質疑応答を打ち切って採決いたします。
申請のとおり許可してよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。
従って申請のとおり許可することに 決定いたしました。
議長を交代いたします。

議 長 はい。議長を交代いたしまして、進行していきたいと思います。
それでは番号 12 番について説明をお願いいたします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 それでは、12 番について担当●●委員補足説明をお願いします。

会 長 今回の案件は、7 月 6 日、●●委員、●●推進委員とともに現地調査を行いました。
今、事務局から説明がありましたように、この件につきましては、令和 7 年 2 月 20
日付、一応許可済みでございますけれども、業者の入れ替えによって、許可申請を
されることでございます。
この前、18 日に常設委員会があったんですけれども、先月、今月と太陽光発電の許
可申請が出ておりません。理由は太陽光パネルが高くなったということが出ており
ません。そういう意味もありまして業者がかわったのかなと思います。
他の土地にも、農地にも影響がないと思いますのでご審議をよろしくお願いいたし
ます。

議 長 それでは、この件に関してご意見ご質問はございませんでしょうか。

3 番 1000 ㎡を超えています、規制の関係で計画はどういう風な計画になっています
か。

事 務 局 聞き取りのみでの確認なんです、一応草刈り等の整備をするという。以前の業者
さんとは違うんですが同じような説明は聞いております。
それを考えて通行地役権を設定されたのもきちんとそういうのをするという意味も
かねて 3 条申請をされたものと考えられます。
1000 ㎡以下という質問につきましては、雨水浸透阻害行為というのは 1000 ㎡を超え
ると県の方の許可を得ないといけないというのが本来あるんですが、この説明設計
図の方がですね、998.857 ㎡と設定しておりまして、用地面積は 1000 ㎡を超えてい
るんですが、太陽光パネルですが、その下の設置面ですね、そこを含めから 1000 ㎡
以下なので、広島県の河川課の方は、口頭で聴取することで対応しているとのこと
です。今回受理はしたんですが、会長が言われたように太陽光パネルの値段が上が
ってくると、敷設面全体ではなくてですね、1000 ㎡以下で何とかしようというよう
なところが出てくる可能性はあるのかなと事務局は懸念しております。
実際、ちょっと今回は出てないんですが、割合面積が 50%いかないくらいで 1000 ㎡
以下というのを出そうとする業者さんの相談もありますので、それはさすがにいか
がなのかというのはそこは県の方に確認しているんですが、そこは事務局としても
受理する段階では今後こういう太陽光業者さんの分は気をつけていかないといけな
いかなと思います。ただ、今回の面積につきましては、ほぼ 1000 ㎡以内ちょっと超
えている中での枠内を超えないように施行されているというので、そこを諮ってい
ただければと思います。

3 番 それはそれでいいんですが、差のところが平面上で、どこの部分で、明確にならな
いと、審議が難しい。前回行ったときは、水路管理用をつけて、明確な図面がつい
て、そのような説明で許可したと思うんですが、そういうような形で、台帳上は
1000 ㎡になっていますが、その部分を除外するんで実際の使用面積がこうですよと

というようなものが、ないとちょっと実質、審議したということにならないのじゃないですか。

事務局 今回の質問は、29 ページ分ばかりにくいのですが、破線のところですね。そこがフェンスという扱いということでございまして、その面積内が 998.857 m²という、そちらの方という設計図でございまして。まず、周り、例えば法面ですとか、そういうフェンスが出ないというのはあるかと思うんですが、実際、今後は現地確認した上で、本当に法面だからフェンスが面積が 1000 m²でやりましたとか、そういうのがちょっとまかり通らないように留意しなければいけないというのは事務局としても思っております。

議長 その他ご意見ありますでしょうか。

議長 ちょっと、事務局に確認したんですが、太陽光発電の申請は隣接地の許可が必要となっているんですかね。

事務局 環境生活課の方にですね、そういったものは周辺 1 キロだったか何キロ以内のものは確認は取る必要があるというのは聞いております。

議長 その他どうでしょうか。それでは、質疑を打ち切って採決に入ります。許可をしてもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

議長 はい。全員挙手です。申請のとおり許可することに決定いたします。

議長 続きまして、番号 13 番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (議案説明)

議長 続きまして、番号 13 番について、担当●●委員より補足説明をお願いします。

会長 先ほどの 795-1 の時もご説明させてもらったんですけども、今回は 795-5 ということで、そこへ宅地を建てたいということでございます。●●さんの息子さんということでございます。他の田もあるんですけども、今年から農作業をしていなくて、今草が生えているような状況でございます。795-5 のほとりには進入道がありまして、そこから進入をされるというふうに思います。他に迷惑をかけないということで、許可も妥当かと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長 この件に関してのご意見、ご質問ございませんでしょうか。それでは、質疑を打ち切って採決に入ります。番号 13 番について、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

- 議 長 挙手全員です。
よって申請のとおり許可することに決定いたしました。
- 議 長 続きまして、番号 14 番について、事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 番号 14 番について、●●委員補足説明をお願いします。
- 会 長 結局は、その 1 枚の田を●●関係で買われ●●さんの田んぼ、それから畑、●●の重機を置くところ、駐車場というのが 1 枚の田で申請がされたということになると思います。
他の田に影響を及ぼすことはないと思いますし、こちらの出入口は両方の方へ行く道路から進入をするということになると思います。
ご審議の方よろしく願いいたします。
- 議 長 はい、それでは、この件に関してご意見ご質問をいただけますでしょうか。
それでは、ないようでございますので、質疑を打ち切って採決に入ります。
番号 14 番について許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 はい。挙手全員です。
よって、申請のとおり許可 4 することに決定しました。
続きまして、番号 15 番について事務局より説明をお願いいたします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 それでは担当●●委員より説明をお願いします。
- 会 長 はい。事務局に説明がありましたけれども、今回併用地へ入ろうとする出入口部分にあたるんですけども、それが今回の申請でございます。
これによりまして、その●●さんの土地以外一式が、申請に加算される一体となった土地ではないかと思えます。
道で囲まれて他の影響もございませんし、許可妥当と思えますのでご審議の方よろしく願いいたします。
- 議 長 それでは、この件に関してご意見ご質問はございませんか。
はい。ないようなの質疑を打ち切って採決に入ります。
番号 15 番について、許可してもよいと思われる方は挙手をよろしく願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。
よって、申請通り許可することに決定いたしました。

- 議 長 続きまして番号 16 番について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 それでは、ただいまの案件について、●●委員補足説明をお願いします。
- 会 長 はい。今、事務局から説明があったとおりでございます。
場所は、ちょうど千代田中央病院の真向かいくらいに位置するところでございます。
2・3年前から耕作されておらなかったようで、他の田んぼへの影響はないと思
いますのでご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 それでは、この件に関してご意見・ご質問はございませんか。
- 3 番 太陽光パネル周辺の防草対策は。
- 事 務 局 防草シートを敷くというのは、維持管理は定期的に、おそらく、年2回とか3回と
かで整理をするという意味で荒廃するというのは聞いております。
草刈の回数が、こちらが思っているイメージとは少ないとは思いますが、放棄のよ
うな状態にはしないというようには聞いております。
- 3 番 草を刈っていないというのが苦情が農業委員会にあって、文書で通知したことがあ
るんです。
よくチェックをしてもらって、審議の過程でも太陽光の光が国の通達に影響がある
のかないのか、太陽光の時に審議したということにしないと、今後はポイントとし
てご審議いただきたい。
- 議 長 今後の太陽光発電の審議の課題ということで。
そのほか、ご意見・ご質問ございませんか。
それでは、質疑を打ち切って採決に入ります。
番号 16 番について、許可してもよいと思われる方は挙手をもってよろしくお願
いします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。
よって、申請のとおり許可することに決定しました。
議長交代いたします。

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画について

- 議 長 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画について農地中間事業に係る農用地集積等
促進計画について意見聴取があったので、意見を求める。令和 7 年 7 月 22 日 北
広島長町業委員会 会 長 下岡 道範。
事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)

議 長 はい。議案4号について、質疑に入ります。
ご意見・ご質問をお願いいたします。
それでは質疑を打ち切って採決に入ります。
申請のとおり決定してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。
したがって、意見なしと決定しました。

議事終了